

【添付資料 1】要求水準書

No.	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
1	38	図表 4-11 耐震性能	表中 救助訓練棟（大屋根含む） <u>Ⅲ</u> 類 B 類 乙類	表中 救助訓練棟（大屋根含む） <u>Ⅱ</u> 類 B 類 乙類

【添付資料 3】特定事業契約書（案）

No.	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
1	22	第 52 条（賃金又は物価の変動に基づくサービス購入料 A の変更又は費用の負担）	<u>削除</u>	1～9 略 <u>10 サービス購入料 A のうち開校準備費については、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動による改定を行わない。</u>
2	46	第 109 条（違約金）	事業者は、①第 100 条（事業者事由による解除）の規定により特定事業契約が解除された場合には、次の各号に掲げる解除時点の区分に応じて、当該各号に定める金額を、及び別紙 3（モニタリング基本計画）に定める事象が生じた場合には、同別紙に定める各区分に応じて同別紙に定める金額を、違約金として県の指定する期限までに支払わなければならない。 （1）本施設の引渡前 サービス購入料 A（消費税を含まない。）の 10％に相当する金額 （2）本施設の引渡後 <u>当該年度のサービス購入料 B（消費税等を含まない。）の支払予定額の 10％に相当する金額</u> 以下、略	事業者は、①第 100 条（事業者事由による解除）の規定により特定事業契約が解除された場合には、次の各号に掲げる解除時点の区分に応じて、当該各号に定める金額を、及び別紙 3（モニタリング基本計画）に定める事象が生じた場合には、同別紙に定める各区分に応じて同別紙に定める金額を、違約金として県の指定する期限までに支払わなければならない。 （1）本施設の引渡前 サービス購入料 A（消費税を含まない。）の 10％に相当する金額 （2）本施設の引渡後 <u>サービス購入料 B（消費税等を含まない。）の 10％に相当する金額</u> 以下、略